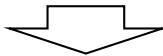


政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（概要）

○ 趣旨

- 当委員会発足以来、所掌事務に精力的に取り組んできた結果、制度は無事にスタートしたが、検討すべき課題も残されている。
- 政治資金の収支の公開制度は、今後も改善・充実のための不断の努力が求められており、当委員会としても、重要と考えられる事項について検討を行ってきた。



当委員会として、発足後3年を迎える節目に、これまでの取組や検討の状況、今後の検討事項や検討の方向性について、総括的に取りまとめを行い、国民に明らかにするとともに、今後の委員会の検討に資することとした。

1 登録政治資金監査人の登録及び研修等

（これまでの取組）<>はH23.2末現在の状況。

- 登 錄** H20.9開始。<登録者3,869人>
- 法 定 研 修** H20.12集合研修開始。H22.4個別研修導入。
<集合研修54回、個別研修182回、修了者3,741人>
- 指 導 ・ 助 言 等** 登録政治資金監査人からの質疑等に逐次対応。マニュアルを補完する見解やQ&Aを公表・周知。
H22年度からフォローアップ説明会開始。<10回、参加者966人>

（今後の方向性）

- 登録政治資金監査人の安定的な確保等のため、引き続き関係士業団体の協力も得ながら、新規登録及び研修の着実な実施に努めていくことが適當。
- 政治資金監査の適正をより確かなものとしていくため、登録政治資金監査人等に対する指導・助言の機能の充実・向上に努めていくことが適當。

2 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）

（これまでの取組）

- 政治資金監査の質の確保とその業務の一般化・標準化を図るものとして、その基本的性格を踏まえ、すべての支出の全数調査を領収書等の現物を確認する方法で実施するなどの政治資金監査の手順や方法、報告書の記載方法等について精力的に検討、H20.10策定。
- 政治資金監査の実施状況や登録政治資金監査人の意見等を踏まえ、H22.9改定。

（今後の方向性）

今後も、政治資金監査制度の運用状況や、登録政治資金監査人等からの意見等を基に、必要な見直しを行っていくことが適當。

3 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針

(これまでの取組)

他法令での事例や情報公開制度の運用状況などを参考に議論を進め、具体的には開示請求の目的が、行政機関や政治団体の業務を混乱、停滞させること、開示情報を使用して犯罪行為を行うこと又は開示文書を改ざんして使用することにあると明らかに認められる場合とする指針を、H22.3 策定。

(今後の方向性)

今後、制度の運用状況を踏まえ、開示請求の目的が指針に定めたもの以外の場合について、必要に応じて検討を行っていくことが適当。

4 政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項

政治資金の収支の公開制度は、政治資金規正法の大きな柱となる制度であり、当委員会としても、政治資金の収支の報告及び公開に関し重要と考えられる事項について検討を行ってきた。

このうち、当委員会としての結論が得られた事項については、「収支報告書の記載方法に係る基本的な方針」等として当委員会の見解を示したほか、「政治資金監査に関するQ&A」として公表したところ。

今後とも、以下の事項について取りまとめたこれまでの検討状況（別紙参照）を踏まえ、当委員会において、更なる検討を重ねることが適当。

- (1) 「領収書等」の必要記載事項
- (2) 金銭を伴わない収入又は支出の記載方法
- (3) 前払式証票による支出の記載方法
- (4) 後払式証票及びクレジットカードによる支出の記載方法
- (5) 会計帳簿への住所の記載
- (6) 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正
- (7) 収支報告書に記載すべき支出の区分
- (8) 業務制限の範囲
- (9) 年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査等
- (10) その他の事項

政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項についての検討状況

検討すべき事項		当委員会における今後の検討の方針性
(1)「領収書等」の必要記載事項	発行者に関する情報の取扱い。	<ul style="list-style-type: none"> ・政治資金監査マニュアル（以下「マニュアル」という。）で、高額領収書等のうち発行者に関する事項の記載がない場合又は曖昧である場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認する取扱いとしたところ。 ・領収書等の必要記載事項とすべきかどうかについては、以下のとおり検討を行っていくことが適当。 「氏名」→必要記載事項として取り扱うことについて、商取引における困難事例を検証しつつ、それらの事例の取扱い等も含め、検討。 「住所」→商取引の実態や税法上の取扱い等を踏まえつつ、記載の義務付けの当否及びその範囲等について検討。
	必要記載事項すべてが単一の書面に記載されていない場合の取扱い。	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルで、領収書等と一緒に保存される請求書等が示された場合、支出の状況の確認に活用できることとしたところ。 ・法律上の取扱いとして、必要記載事項を他の書面で補完することについては、関係者の事務負担、国民の目から見た透明性の確保といった観点に留意しつつ、検討を行っていくことが適当。
(2)金銭を伴わない収入又は支出の記載方法	会計上の便宜的処理として支出又は収入に同額を計上する取扱い。	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴わないものの記載欄を分け、便宜上の収支の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが適当。
(3)前払式証票による支出の記載方法	情報提供されている以下の経理処理等。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者が運営する電子マネーについては、チャージした時点の支出のみの計上方法を認めることが適当である旨の見解を示したところ。
(4)後払式証票及びクレジットカードによる支出の記載方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭の支出時点 支出計上。 ・物品等の購入時点 支出相当額の支出及び二重の支出計上の処理のための便宜上の収入計上。 	<ul style="list-style-type: none"> ・E T C カードによる支払いについては、カード会社に支出した時点の支出のみの計上方法を認めることが適当である旨、それ以外のクレジットカードについて、物品等の購入時点の支出のみの計上方法を認めることが適当である旨の見解を示したところ。 ・今後、例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴わないものの記載欄を分け、便宜上の収入の計上を要しないようにするなどの検討を行っていくことが適当。
(5)会計帳簿への住所の記載	支出を受けた者の住所を特定することが極めて困難な場合の取扱い。	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルで、以下の場合、政治資金監査においては記載不備とは扱わないとしたところ。 <ul style="list-style-type: none"> i 事実上又は社会通念上、支出を受けた者の住所の特定が困難な場合に、住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されている場合。 ii 支出を受けた団体の住所が主たる事務所の所在地かどうかの確認が困難な場合に、いずれかの事務所の住所が記載されている場合。 ・今後、一定の場合には、住所の記載しがたい理由を記載することで代えるなどの対応について検討を行っていくことが適当。

	会計帳簿への住所の記載について。	<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書で住所の報告が義務付けられる支出については、領収書等に相手方の住所の記載がある場合には会計帳簿への住所の記載義務のあり方を見直す方向で検討を行っていくことが適当。 ・上記以外の支出については、寄せられている様々な意見に係る議論を深めつつ、収支報告書で住所を報告すべき支出の取扱いや従来の取扱いも踏まえながら、検討を行っていくことが適当。
(6) 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正	収支報告書が提出後に訂正される場合の政治資金監査の取扱い。	<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書の訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当であると考える旨及び自主的に確認書面を提出する場合の記載方法や取扱いを示す見解を示したところ。 ・規正法上規定されておらず、その取扱いが明確になっていない現状を踏まえ、今後、その取扱いについて検討を行っていくことが適当。
(7) 収支報告書に記載すべき支出の区分	個別具体的な支出の分類基準や記載方法。	<ul style="list-style-type: none"> ・周知を図っている国会議員関係政治団体の収支報告の手引等の適宜充実を図ることが適当。
	支出項目の区分。	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しについては、政治団体が正しく記載でき、かつ各政治団体間において記載内容の比較可能性を確保することを前提としながら、検討を行っていくことが適当。
(8) 業務制限の範囲	法令上の業務制限に該当する場合のほか外部性確保の点から政治資金監査を行うことが適当でない場合の取扱い。	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルで、自ら作成・微取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行うことになる場合は適当でないとしたところ。 ・実際の政治資金監査において、問題となる実例の状況も見極めながら、検討を行っていくことが適当。
(9) 年の途中において国会議員関係政治団体でなかった間に行った支出に係る政治資金監査の対象書類の範囲や実施方法。	国会議員関係政治団体でなかった間に行った支出に係る政治資金監査の対象書類の範囲や実施方法。	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルで、政治団体の区分に応じて法令上求められる関係書類の作成・微取義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるとしたところ。
(10) その他の事項	収支報告書のインターネット公表義務付け。	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット公表の状況を見極めながら、国会において検討されるべき課題。
	収入監査、企業会計方式導入、収支報告書の連結・提出先の元化。	<ul style="list-style-type: none"> ・規正法における政治団体の収支の公開の基本的枠組みに関わる事項であり、政治活動の自由との関連等、まずは国会において議論されるべき課題。